

船舶インシデント調査報告書

令和2年5月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（バッテリー過放電）
発生日時	令和元年12月7日 08時30分ごろ
発生場所	長崎県長崎市端島南東方沖 肥前端島灯台から真方位134°610m付近 （概位 北緯32°37.4′ 東経129°44.5′）
インシデントの概要	プレジャーボート真郁は、航行中、船外機が停止して運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年12月10日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 真郁、5トン未満（長さ5.38m） 240-33104長崎、個人所有 ガソリン機関（船外機）、4サイクル、出力44.1kW、回転数毎分6,000、4気筒、ボア65mm、使用燃料ガソリン
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.9m
インシデントの経過等	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、錨泊して釣りを行った後、帰航中、魚群探知機の電圧低下の警報が鳴り、徐々に速力が落ちて停止した。</p> <p>本船は、船長が海上保安庁に通報し、海上保安庁の要請を受けて来援した水難救済会の所属船舶にえい航されて長崎市長崎港第4区の係留地に到着した。</p> <p>本船は、到着後、船長がバッテリーを交換して復旧した。</p> <p>船長は、魚群探知機を使用し、アンカーウインチの電源を切り忘れて航行していたので、バッテリーを約2～3年使用しており、経年劣化によってバッテリーの蓄電容量が低下していたと本インシデント後に思った。</p> <p>船外機は、電子燃料噴射方式であり、バッテリーが過放電すれば、停止するようになっていた。</p>
分析	本船は、航行中、経年劣化で蓄電容量が低下したバッテリーを使用していたところ、アンカーウインチの電源を入れたままとし、バッテリーが過放電したことから、船外機が停止して運航不能になったものと考えられる。

<b>原因</b>	本インシデントは、本船が航行中、経年劣化で蓄電容量が低下したバッテリーを使用していたところ、アンカーウインチの電源を入れたままとし、バッテリーが過放電したため、船外機が停止したことにより発生したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ バッテリーは耐用年数を考慮して早期に交換すること。</li><li>・ 航行を始める際は、アンカーウインチの電源を切っていることを確認すること。</li></ul>